



作成日 2011/04/18

改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	ASガードコート上塗 主剤(GHS)
製品コード	CE-F02-1207
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

2. 危険有害性の要約

GHS分類

物理化学的危険性	引火性液体 区分2
健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1A 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(聴覚器)
環境有害性	吸引性呼吸器有害性 区分1 水生環境有害性(急性) 区分2 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

危険

H225 引火性の高い液体及び蒸気
H304 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H315 皮膚刺激
H319 強い眼刺激
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気又はめまいのおそれ
H351 発がんのおそれの疑い
H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
H372 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器、神経系、腎臓、中枢神経系の障害
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による聴覚器の障害のおそれ
H401 水生生物に毒性
H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
H362 授乳中の子に害を及ぼすおそれ

H371 の障害のおそれ

注意書き
予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

換気の良い場所で使用すること
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。(P314)
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

保管

眼の刺激が続く場合、医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)

廃棄

容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
酢酸n-ブチル	1.0~10%	CH3COOC H2CH2C H2CH3	(2)-731	2-(6)-226	123-86-4
キシレン(異性体混合物)	10~20%	C8H10	(3)-3	公表	1330-20-7
エチルベンゼン	10~20%	C8H10	(3)-28,(3)-60	公表	100-41-4
トルエン	<5.0%	C7H8	(3)-2	公表	108-88-3
酸化チタン(IV)	30~40%	TiO2	(1)-558	公表	13463-67-7
その他	20~30%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

エチルベンゼン(法令指定番号:70)
キシレン(法令指定番号:136)
トルエン(法令指定番号:407)
酸化チタン(IV)(法令指定番号:191)
酢酸ブチル(法令指定番号:181)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

エチルベンゼン(法令指定番号:53)
キシレン(法令指定番号:80)
トルエン(法令指定番号:300)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚に付着した場合

直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚を流水又はシャワーで洗うこと。

多量の水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。

水と石鹼で洗うこと。

汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。

眼に入った場合	<p>皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。 皮膚を速やかに洗浄すること。 医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師に連絡すること。 口をすすぐこと。 医師の診断、手当てを受けること。 医師に連絡すること。 気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 無理に吐かせないこと。</p>
飲み込んだ場合	
<p>5. 火災時の措置 消火剤 使ってはならない消火剤 特有の危険有害性</p>	<p>泡消火剤、粉末消火剤、炭酸ガス、乾燥砂水。 火災によって刺激性、腐食性及び/又は毒性のガスを発生するおそれがある。 加熱により容器が爆発するおそれがある。 消火水や希釈水が汚染を引き起こすおそれがある。 蒸気が発火源まで達し、フラッシュバックするおそれがある。 関係以外は安全な場所に退去させる。 消火作業の際は、空気呼吸器、化学用保護衣を着用する。</p>
<p>特有の消火方法 消火を行う者の保護</p>	
<p>6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置</p>	<p>関係者以外は近づけない。 区域より退避させること。 回収が終わるまで十分な換気を行う。 適切な保護具を着用する。 着火源を取り除くとともに換気を行う。 立ち入る前に、密閉された場所を換気する。 漏れ出した物質の下水、排水溝、低地への流出を防止する。 蒸気は空気と爆発性混合気を形成する。 不活性の物質(乾燥砂、土など)に吸収させて、容器に回収する。 すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 漏洩物を回収する。</p>
環境に対する注意事項	
封じ込め及び浄化の方法及び機材	
二次災害の防止策	
<p>7. 取扱い及び保管上の注意 取扱い</p>	<p>技術的対策 熱/火花/裸火/高温などの着火源から遠ざける。 禁煙。 容器および受器を接地/結合する。 防爆型の電気機器/換気装置/照明機器/工具を使用する。</p>

	安全取扱注意事項	<p>静電気対策を講ずる。 粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。 保護手袋/保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 指定された個人用保護具を使用すること</p>
保管	安全な保管条件	<p>国又は都道府県の規則に従って保管すること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。</p>
	安全な容器包装材	<p>最初の容器内でのみ保管すること。</p>

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
酢酸n-ブチル	150ppm	100ppm(475mg/m ³)	TWA 50ppm, STEL 150ppm
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)(全異性体およびその混合物)	TWA 100ppm, STEL 150ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20ppm
トルエン	20ppm	50ppm(188mg/m ³)(皮)	TWA 20ppm
二酸化チタン	未設定	(第2種粉塵)吸入性粉塵: 1mg/m ³ 、総粉塵: 4mg/m ³	TWA: 10mg/m ³

保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	呼吸器保護具を着用すること。 保護手袋を着用すること。 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。 適切な保護衣を着用すること。
-----	---	--

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	液体
	形状	液体
	色	青色
臭い		特異臭
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		データなし
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		126°C
引火点		18°C (セタ密閉式)
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	1vol%
	上限	7.6vol%
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		データなし
溶解度		水に不溶
n-オクタノール/水分配係数		データなし
自然発火温度		420°C
分解温度		データなし

粘度(粘性率)
動粘性率

データなし
データなし

10. 安定性及び反応性

反応性
化学的安定性

情報なし
通常の保管条件/取り扱い条件において安定である。

危険有害反応可能性
避けるべき条件
混触危険物質
危険有害な分解生成物

蒸気は引火して爆発するおそれがある。
データなし
酸、塩基、酸化性物質、還元性物質。
データなし

11. 有害性情報

酢酸n-ブチルとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感受性
皮膚感受性
特定標的臓器毒性(単回ばく露)

ラットLD50=14.13g/kg
ウサギLD50=17,600mg/kg
ラットLC50=2000ppm(ACGIH)
軽度の皮膚刺激性

ウサギ: 刺激性あり。7日以内に回復。

モルモット: 皮膚感受性なし
モルモット: 皮膚感受性なし
ラット、マウスの吸入ばく露で呼吸器、中枢神経系への影響が認められている。

キシレンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
生殖細胞変異原性

ラットLD50=3,500 mg/kg
EU分類 CLP: Acute Tox. 4, DSD: Xn; R21
EU分類 CLP: Acute Tox. 4, DSD: Xn; R20
EU分類 CLP: Skin irrit. 2, DSD: Xi; R38

in vivo 変異原性試験(小核試験・染色体異常試験): 陰性
IARC: グループ 3(ヒトに対する発がん性について分類できない)
ACGIH: A4(ヒトに対して発がん性物質として分類できない物質)

発がん性

エチルベンゼンとして

急性毒性(経口)
急性毒性(経皮)
急性毒性(吸入:蒸気)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
生殖細胞変異原性

ラットLD50=3,500 mg/kg
ウサギLD50=15,400 mg/kg
ラットLC50=17.2 mg/L/4h
ウサギ: 軽度の刺激性あり

ウサギ: 軽微から軽度な眼刺激性あり

体細胞in vivo 変異原性試験(小核試験): 陰性(OECD 474)

発がん性

IARC: グループ 2B(ヒトに対して発がん性を示す可能性がある)
ACGIH: A3(動物に対して発がん性が確認された物質であるが、ヒトへの関連性は不明)

特定標的臓器毒性(反復ばく露)

Category 2, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

吸引性呼吸器有害性

Category 1, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

トルエンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50=4,800 mg/kg
急性毒性(経皮)	ラットLD50=12,000 mg/kg
急性毒性(吸入:蒸気)	ラットLC50=28.1 mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ:中等度 (moderate) の皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ:軽度の眼刺激性(7日間で回復)
呼吸器感受性	呼吸器感受性:データなし
皮膚感受性	皮膚感受性:感受性なし(モルモット)
生殖細胞変異原性	呼吸器感受性:データなし
	皮膚感受性:感受性なし(モルモット)
	経世代変異原性試験(優性致死試験):陰性
	体細胞in vivo変異原性試験(小核試験、染色体異常試験):陰性
発がん性	IARC:グループ3、ACGIH:A4、EPA:D
生殖毒性	EU分類 CLP:Repr. 2, DSD:Repr. Cat. 3; R63
	ヒトで自然流産の増加、新生児の発育異常・奇形などが報告されている。
	動物試験では、母動物に一般毒性のみ見られない用量で、胎児への影響が認められている。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	EU分類 CLP:STOT SE 3, DSD:R67
	ヒトで吸入による中枢神経系の抑制が報告されている。
	実験動物では気道刺激性、麻酔作用が報告されている。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	EU分類 CLP:STOT RE 2, DSD:Xn; R48/20
	ヒトでは薬物依存性があり、中枢神経障害、腎臓、肝臓への影響が報告されている。
吸引性呼吸器有害性	炭化水素であり、動粘性率は0.65 mm ² /s (25°C) (計算値)

二酸化チタンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50: >20000mg/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50: >10000mg/kg
急性毒性(吸入:粉じん、ミスト)	ラットLC50:>6.82mg/L/4h
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ:slightly irritating
眼に対する重篤な損傷性 又は眼刺激性	ウサギ:mild
呼吸器感受性	皮膚感受性:ヒトのパッチテストで陰性
皮膚感受性	皮膚感受性:ヒトのパッチテストで陰性
生殖細胞変異原性	マウスin vivo小核試験:陰性
	マウス染色体異常試験:陰性
発がん性	IARC:グループ3、ACGIH:A4
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒュームは気道を刺激する
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	職業暴露で塵肺症の報告がある

12. 環境影響情報

酢酸n-ブチルとして

水生環境有害性(急性)	魚類(ファットヘッドミノー)96h-LC50=18mg/L
	甲殻類(オオミジンコ)48h-EC50=3.2mg/L
水生環境有害性(長期間)	急速分解性がある(BODによる分解度:98%)
	生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=1.78)

エチルベンゼンとして

水生環境有害性(長期間)

甲殻類(Ceriodaphnia dubia) 7d-NOEC:0.96 mg/L

易分解性。生物蓄積性が低いと推定される(log Kow=3.15)。

トルエンとして

水生環境有害性(急性)

魚類(ギンザケ) 96h-LC50=5.5 mg/L

甲殻類(ニセネコゼミジンコ) 48h-EC50=3.78 mg/L

水生環境有害性(長期間)

急速分解性、log Kow=2.73

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。

廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。

容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

IMOの規定に従う。

UN No.

1263

Proper Shipping Class

PAINT RELATED MATERIAL

Packing Group

3

Marine Pollutant

II

Transport in bulk

Not applicable

according to

Not applicable

MARPOL

73/78,Annex II ,and

the IBC code

航空規制情報

ICAO/IATAの規定に従う。

UN No.

1263

Proper Shipping Class

PAINT RELATED MATERIAL

Packing Group

3

Packing Group

II

陸上規制

該当しない

海上規制情報

船舶安全法の規定に従う。

国連番号

1263

品名

塗料関連物質

国連分類

3

容器等級

II

海洋汚染物質

非該当

MARPOL 73/78 附

非該当

属書II 及びIBC コー

ドによるばら積み輸

送される液体物質

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号

1263

品名

塗料関連物質

国連分類

3

等級

II

国内規制

緊急時応急措置指針番号

128

15. 適用法令

化審法
労働安全衛生法優先評価化学物質(法第2条第5項)
特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号)

第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)

作業環境評価基準(法第65条の2第1項)

名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)

危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号)

健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)

特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)

第4類引火性液体、第一石油類非水溶性液体

特定悪臭物質(施行令第1条)

有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申)

有害大気汚染物質、優先取組物質(中央環境審議会第9次答申)

揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)

危険物(施行令別表第1の4)

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)

有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)

輸出貿易管理令別表第1の16の項

引火性液体類(危規則第3条危険物告示別表第1)

引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)

その他の危険物・引火性液体類(法第21条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表)

車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)

廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業

水質汚濁防止法
消防法
悪臭防止法
大気汚染防止法

海洋汚染防止法

外国為替及び外国貿易法
船舶安全法

航空法

港則法

道路法

特定有害廃棄物輸出入
規制法(バーゼル法)
化学物質排出把握管理
促進法(PRTR法)
労働基準法

じん肺法

16. その他の情報
記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。